

ムダなダムをストップ！！

事務局だより No. 23 2009年1月20日 ムダなダムをストップさせる栃木の会

湯西川ダム訴訟でいよいよ判決言い渡し

ぜひ、傍聴席で判決を聞きましょう

1月28日(水) 13:15～宇都宮地裁302法廷

1都5県で一斉に提起されたハツ場ダム訴訟。栃木県では湯西川ダム、南摩ダム、ハツ場ダムと、3つのダムに関して、対宇都宮市長、対栃木県知事と2つの裁判を闘ってきました。このうち、宇都宮市長を被告とした湯西川ダムの裁判が1都5県のトップを切って、1月28日に判決言い渡しを迎えます。

原告側の主張に対する被告側の反論の弱さや、証人尋問の内容等から考えると原告側の圧勝！！と言いたいところですが、裁判官は果たしてどのような結論を出すのでしょうか。ぜひ、傍聴席で判決を聞きましょう。

～対宇都宮市長・湯西川ダム訴訟の経過～

2004年11月の訴訟提起からこれまでの19回の法廷を振り返ってみました。

湯西川ダムはどんなダム？

1. 洪水調節（鬼怒川および利根川本川下流の洪水対策）というが
・・・実際は必要性の希薄なダム。1973年の工実施基本計画の改訂では、鬼怒川水系の治水ダム計画は、五十里ダム、川俣ダム、川治ダムで完結することになっていた。それにも拘わらず、1980年の工実施基本計画では新たな治水ダムとして湯西川ダムが追加された。

湯西川ダムは治水上、屋上屋を重ねるように付加されたものである。

2. 都市用水（宇都宮市、茨城県、千葉県の水道用水と千葉県の工業用水）
・・・他のダムと同じく水余りである。
3. 水没戸数

・・・93戸、その他工事での移転は45戸。すべて移転済み。

宇都宮市は92億円というダム建設にかかる負担金の他にも、取水口の工事費用、浄水場までの導水管敷設費、浄水場の拡張整備費などでさらに多額の費用が必要。2008年末、本体工事に着工。

2004年11月4日ムダなダムをストップさせる栃木の会が発足

2004年11月9日宇都宮地方裁判所へ訴状提出

原告：市民オンブズパーソン栃木と個人2名

原告弁護士：大木、米田、山口、須藤、若狭各弁護士

被告：宇都宮市長・宇都宮市上下水道事業管理者

請求の趣旨：1. 被告は湯西川ダム建設事業に、特ダム法に基づく建設負担金、水源地域対策特措法に基づく水源地域整備事業の負担金、利根川・荒川水源地域対策基金の事業負担金を支出してはならない。2. 被告が国土交通大臣に対し、湯西川ダム使用権設定申請

を取り下げる権利の行使を怠る事実が違法であることを確認する。3. 被告が特ダム法に基づく負担金を支出するについて一般会計から繰出金を支出してはならない。

2005年2月2日 第1回口頭弁論

原告は訴状を提出。さらにその要旨を原告の1人である石川氏がパワーポイントを用い、「宇都宮市の1人当たりの借金は67万円にもなっており、さらに金をかけてムダなものを造る必要はない、これ以上の税金のムダ使いは止めるように強く求める」と陳述。またパワーポイントの図表では、宇都宮市の人口や1人当たりの水使用量も減少傾向にあり、利水の観点からも湯西川ダムは不要であることがわかりやすく示された。

2005年4月20日 第2回口頭弁論

原告側からは準備書面1を提出し、「ダム使用权設定は市長が管理していることから、被告を宇都宮市上下水道事業管理者から宇都宮市長へと変更する」旨を述べ、裁判所の要請により後日「被告変更の申立書」を提出した。

2005年7月6日 第3回口頭弁論

原告からの被告変更の申立が許可された。

2005年9月21日 第4回口頭弁論

原告側から準備書面2を提出。宇都宮市は湯西川ダムに参加することで約92億円の負担をすることになるが(1)この事業参加に当たり、どのような検討を行ったか(2)このダムで0.30m³/sの水を必要とする理由(3)直接の対価である92億円の他、水特法に基づく負担金、基金事業の負担金等直接の負担金、並びに取水、導水、浄水、排水等の関連施設整備にかかる費用を合わせるとどの程度の額になるのか(4)その費用について、財源および支払方法をどのようにする予定なのか、その検討経過も含めて明らかにせよ。この4点について被告側に釈明を求めた。被告側は、いかなる財務会計行為が対象でどのような違法があるのかを原告側が釈明するよう求めてきた。

2005年12月14日 第5回口頭弁論

原告側から準備書面3を提出。水余りなのに政策の見直しをまともにせず、利水事業に参加していること、整備事業について点も、宇都宮市にとって必要のない事業なので負担額の決定協定を拒否すべき義務があること、基金事業についても同様に、協定による拘束を受けることはなく拒否すべきである等、財務会計行為が違法となる根拠について主張した。

2006年3月1日 第6回口頭弁論

原告側は準備書面4を提出。ダム使用权が不要と判断した場合はその申請を取り下げることが可能であり、その場合には建設負担金を支払わなくて済むだけでなく、すでに納付された負担金の還付を受けることもできると主張。基金負担金についても、宇都宮市がダム使用权設定申請を取り下げれば協定の効力が失われ、その後は負担金の支出を免れることができると解すべきであり、「最小の経費で最大の効果」の原則が判例上も財務会計行為法規として認められていると主張。

2006年5月17日 第7回口頭弁論

原告側から準備書面5を提出。原告石川氏がパワーポイントを用いながら準備書面の要旨を陳述した。「宇都宮市上水道の1日最大給水量の実績は、給水人口が微増している現状においても減少傾向にあり、今後給水人口が多少増えても1日最大給水量が現状より増えることはあり得ない。水道普及率がすでに頭打ちの状況であるのに将来100%になると予測し、一方では有収率の目標値を全国平均よりも低い88%に設定するなど現状と著しく乖離した予測を行い、その誤った予測値に基づいた架空の水需要を作り出している。これは湯西川ダムからの取水が前提にあるからであり数字の辻褃合わせに過ぎない。また宝井水源をコスト高を理由に切り捨てようとしているが、これは湯西川ダムの浄水コストを不当に低く見積もり、一方で宝井水源の浄水コストを恣意的に高く見積もるという操作が行われた結果である。市の保有する地下水源を正しくカウントすれば、将来の水需要にも余裕をもって対応できる。したがって宇都宮市の水道は、水需給において湯西川ダムなしで不足を生じることはまったくなく、湯西川ダムは宇都宮市にとって無用の存在である。これらの事実を照らせば、宇都宮市上下水道局が行なったという水源構成の見直しや厚労省の要領に基づく再評価は、到底適正なものであったとはいえない。以上から、湯西川ダムに関してダム使用权の設定申請を行い、利水予定者として建設費用を負担し、支出することは、

地方自治法第2条第14項、地方財政法第4条第1項に反する違法な行為というべきである。」

2006年8月30日 第8回口頭弁論

原告側から湯西川ダムの治水上の問題点と環境上の問題点の一部を指摘した準備書面6を提出。湯西川ダムが治水上必要のないダムであることを、①湯西川ダムが加わっても鬼怒川の治水効果は同じである ②利根川水系河川整備基本方針の新たな矛盾、③鬼怒川・石井地点の過大な基本高水流量 の3点から、市民オンブズパーソン栃木・代表の高橋弁護士がパワーポイントを使用して説明した。

被告側は、準備書面(4)を提出し、原告側の準備書面5に対する反論を行った。

2006年12月6日 第9回口頭弁論

原告から湯西川ダムの環境問題に関して準備書面7を提出し、その要旨を大木弁護士がパワーポイントを使って陳述。「環境アセスはやればいいと言うものではなく、適正になされる必要がある。ダム建設は①河川が持つ水循環機能を分断する ②魚類が川を行き来するのを妨げる ③栄養分が山から海へ運ばれるのを止める ④ダム湖によって広大な森が水没するため、その地域の生態系を構成する動植物が消滅する ⑤大堰堤とダム湖の出現は周辺の景観を一変させ、周辺の気候にも影響を及ぼす等々の問題がある。湯西川ダム建設の場合、1985年の次官通達によるアセスがなされているが、公害と自然環境に関する項目のみで、その評価の客観性を確保する制度もない不十分なものである。その後の補充調査によると、特異な地形である風穴周辺の植物群やコウモリ類、鳥類等に環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定された種が多数確認され、湯西川ダム建設予定地周辺が生物多様性に富んだ地域であることがはっきりした。以上のように、湯西川ダム建設事業は条理法上および生物多様性条約に基づき、事案に即した適切な環境影響評価が実施されておらず、環境影響評価義務を怠って違法な事業と言わざるをえない。このように違法であることが明白な事業について費用の負担を求める国土交通大臣の納付命令が著しく合理性を欠くことは明らかである。従って、このような納付命令に基づき、関係都県の執行機関が漫然と負担金を支出する行為は財務会計上の誠実義務に反する違法行為である」と主張した。

2007年2月8日 第10回口頭弁論

原告側の主張に対し被告側が準備書面(5)で反論を出してきたため、原告側は準備書面8を提出し、再反論と財務会計行為論についての補充をおこなった。「財務会計行為権者は先行行為の違法性・合理性を常時検討する義務を有すること。宇都宮市は湯西川ダム建設負担金、水特法事業負担金、ダム基金事業負担金をいずれも資産として管理している実態があり、水道事業管理者の行為についてみても、財産管理行為そのものである。利水事業からの撤退は、財産管理行為として制度化されており、ダム使用権設定申請をした事業者がそれを取り下げること自体、何らの制限も加えられていない。このことは、需要の見込めない利水ダム建設事業から撤退することは地方自治体の損害を最小限度にとどめる財産管理方法として公認されたことを意味する。したがって、このような資産管理を怠ることが、地方財政法8条に抵触することは明らかである。」と主張。

2007年4月4日 第11回口頭弁論

原告側から、宇都宮市の利水に関する準備書面5を提出した後に明らかになった、最新のデータをもとに水需要の予測値と実績値を比較し、将来の1日最大給水量の上限値を予測した結果について準備書面9(被告側の準備書面(4)に対する反論)を提出し、その要旨を大木弁護士が口頭陳述した。水需要の減少傾向がより明確となったこと、宇都宮市は水需要の減少要因をきちんと分析せず、増加要因のみを取り出して水需要の将来値を求めているため、予測と現実が乖離したものとなっていること。宝井水源の浄水コストを恣意的な計算方法によって高額に見積もり、宝井水源を放棄したことを指摘し、これらのことはすべて湯西川ダムの計画に参加する理由を無理矢理作り出すために意図的に行われたとしか考えられない、と主張した。

2007年5月30日 第12回口頭弁論

原告側から、宇都宮市上下水道局の郷間参事、湯西川ダム事業再評価委員の長谷部宇大教授、水問題研究家の嶋津氏の3名の証人申請を行った。被告側も郷間参事の証人申請を行った。

2007年7月18日 第13回口頭弁論

郷間勝男証人の陳述書が提出され、証人に採用された。

2007年10月3日 第14回証人尋問

宇都宮市上下水道局の郷間勝男氏の証人尋問が約3時間にわたって行われた。その中で浮き彫りになったことは、「節水意識の向上や節水型器具の普及等で水需要予測と実績が乖離してきているのに、その原因をきちんと分析しないまま増加要因のみを考慮し、水の使われ方は今後も同様に増え続けると漫然と予測したこと、しかも、予測を誤ったという認識をまったく持っていないこと、漏水防止事業に金をかけず有収率の目標値を88%という低い値にとどめていること、クリプトスポリジウムの指標菌が検出されたと言う理由で地下水源である宝井水源を放棄したが、水源費の比較計算において、宝井水源をもっと活用すれば宝井水源のコストはもっと下がり、全体のコストも下がると考えられるのに、宝井水源のコストが高くなるよう恣意的な計算をおこなったこと」等々であった。

2008年1月16日 第15回証人尋問

湯西川ダム建設事業再評価委員の長谷部正彦・宇大教授の証人尋問が行われ、再評価とは名ばかりで水道局の持ってきた案を、そう書いてあるからそうなんだろうとそのまま是認したこと、またそのことが問題だとも思っていないこと等が明らかにされた。裁判長をして「あなたはこの再評価書で継続すべきだという意見を書いているが、具体的に個々の要因をどのように検討して今後も水需要が増えていくと予測したのか、さっぱりわからない」とまで言わせた。さらに、証人個人としては地下水をもっと利用した方がよいという考えを持つてはいるが、宝井水源や白沢水源の取水能力低下の原因を探り、対策を講じて取水できるようにするという方向での検討はしていない。今になってみればそのような検討をすべきだったと思う、と語り、再評価に値するような評価は行っていなかったことを自ら認めた形になった。

2008年4月9日 第16回証人尋問

水問題研究家の嶋津暉之氏が証言台に立ち、パワーポイントを駆使し3時間にわたって証言した。「大学院と東京都公害局における水使用合理化の研究成果を行政の場で実践した。水使用の合理化を進めればダムを造らないでも済むことを期待し、各地のダム訴訟にも関わってきた。宇都宮市の1日最大給水量の実績と予測値の大幅な乖離の原因は、生活用水の予測が過大であることと、消費支出やトイレ水洗化率という水需要とまったく相関していない要素を増加要因としたことである。有収率の計画値を88%と低く設定しているが、極めて問題の多い予測である。その理由は湯西川ダムの呪縛にある。ダム計画がなければ実績重視の合理的な予測ができるはず。宝井水源のコストに関しては、宝井水源の稼働率を極めて低く設定しているのもその結果として宝井のコストが高くなっている。湯西川ダムを取るために宝井水源を意図的に捨てたということだろうが、逆ではないか。利根川水系工事実施基本計画によると、鬼怒川水系では五十里ダム、川俣ダム、川治ダムという3つのダムによる治水計画ができていた。そこに湯西川ダムが加わったが、基本計画上の数値（石井地点、水海道地点における計画高水流量）は以前と同じだった。この訴訟が提起された後（2005年）、石井地点での流量が600m³/sだけ小さくなったが、水海道地点では以前と同じ数字であったため新たな矛盾が生じた。そもそも、石井地点での基本高水流量の数字が妥当なのかという疑問もある。「ダム計画が先にありき」になっている。湯西川ダムが本当に必要なのか、原点に立ち返って考えるべきではないか。」

2008年5月14日 第17回口頭弁論

原告側から湯西川ダムの環境に関する高松健比古氏の意見書を提出。

2008年7月16日 第18回口頭弁論

原告側から訴えの変更申立書を提出。2004年9月10日の提訴以後も、差し止めを求めている各負担金の支出が行われており、また宇都宮市上下水道事業管理者が福富、今井、津田と3氏に変わっていることから、それぞれの就任期間に支出された各負担金について損害賠償請求を行うということ。原告側から最終準備書面10を提出。被告側からも最終準備書面が提出された。

2008年8月27日 第19回口頭弁論

原告側は前回提出した訴えの変更申立書の一部について請求の趣旨を変更し、再度訴えの変更申立書を提出。被告側はこれに対する答弁書を提出。

これにて弁論終結。

2009年1月28日 第20回判決言い渡し

ムダなダムをストップさせる栃木の会
事務局：小山市城東2-10-22
TEL：0285-23-8505
FAX：0285-22-5608
年会費：3,000円
郵便振替口座：00140-1-500609